大和市告示第86号

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和3年4月14日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱 大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱(令和2年大和市告示第119号)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯 分)実施要綱

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領(令和3年4月7日子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」別紙。以下「国要領」という。)に基づき、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響等を踏まえて本市が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第3号中「ひとり親世帯臨時特別給付金」を「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第6条」を「第5条」に、「基本給付若しくは追加給付又 はその両方」を「給付金」に、「その受けた分に相当する給付金は」を「給付金を」に改め、同項 を同条第2項とする。

第4条の見出し及び同条中「基本給付」を「給付金」に改め、同条中「第8条第1項」を「第7条」に、「基本給付支給対象者」を「支給対象者」に改め、同条第1号中「令和2年6月分」を「令和3年4月分」に改め、同条第2号ア中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号イ中「令和2年6月分」を「令和3年4月分」に改め、同号ウ中「平成30年」を「平成31年1月から令和元年12月まで」に改め、同条第3号ア中「第11条第1項」を「第10条第1項」

に、「令和2年6月分」を「令和3年4月分」に改め、同号イ中「第11条第1項」を「第10条 第1項」に、「日の属する」を「時点において収入実績額が判明している」に改める。

第5条を削る。

第6条中「前2条」を「前条」に、「第8条第1項」を「第7条」に、「基本給付支給対象者又は追加給付支給対象者(以下「支給対象者」と総称する。)」を「支給対象者」に改め、同条第1号中「令和2年6月1日」を「令和3年4月1日」に、「第9条、第11条第2項、第12条第2項又は第12条の2第2項」を「第8条又は第10条第2項」に改め、同条第2号中「令和2年6月12日」を「令和3年3月23日」に、「第11条第2項、第12条第2項又は第12条の2第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第3号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、「又は第12条の2第2項」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「支給対象者 1人につき50,000円(ただし、監護等児童が2人以上いる場合は、2人目以降の監護等児童 1人につき50,000円をこれに加算する。)」に改め、同項各号を削り、同条を第6条とする。 第8条の見出しを「(給付金の受給拒否の届出)」に改め、同条第1項中「第6条第1項前段」 を「第5条第1項前段」に、「基本給付」を「給付金」に、「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金 (基本給付)受給拒否の届出書」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯分)受給拒否の届出書」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「基本給付」を「給付金」に改め、同条中「基本給付支給対象者」を「支給対象者」に、「基本給付」を「給付金」に、「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給決定通知書」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「基本給付」を「給付金」に改め、同条第1項中「基本給付支給対象者」を「支給対象者」に、「基本給付」を「給付金」に改め、同条第2項中「基本給付支給対象者」を「支給対象者」に、「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)支給口座登録等の届出書」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出し中「基本給付」を「給付金」に改め、同条第1項中「基本給付」を「給付金」に、「基本給付申請者」を「申請者」に、「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)申請書(請求書)」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」に改め、同項第1号ア中「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)に係る簡易な収入額申立書又は大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)に係る簡易

な所得額申立書」を「大和市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な収入額申立書又は大和市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な所得額申立書」に改め、同号イ中「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)に係る簡易な収入見込額申立書又は大和市ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)に係る簡易な所得見込額申立書」を「大和市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な収入見込額申立書又は大和市低所得の子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な所得見込額申立書」に改め、同条第2項中「大和市ひとり親世帯協時特別給付金支給決定通知書」を「大和市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金支給決定通知書」に、「基本給付申請者」を「申請者」に、「基本給付」を「給付金」に、「大和市ひとり親世帯協時特別給付金(基本給付)不支給決定通知書」を「大和市低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(近とり親世帯分)不支給決定通知書」に改め、同条第3項中「基本給付」を「給付金」に、「大和市ひとり親世帯分)不支給決定通知書」に改め、同条第3項中「基本給付」を「給付金」に、「大和市ひとり親世帯協時特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」に改め、同条を第10条とする。

第12条及び第12条の2を削る。

第13条中「第11条第1項又は第12条第1項」を「第10条第1項」に、「令和3年2月28日」を「令和4年2月28日」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条第1項中「第13条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第9条、第11条第2項、 第12条第2項又は第12条の2第2項」を「第8条又は第10条第2項」に、「第7条第2項た だし書」を「第6条第2項ただし書」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「基本給付」を「給付金」に、「基本給付支給対象者」を「支給対象者」に、「大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給取消通知書兼返還請求書」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給取消通知書兼返還請求書」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

別表を次のように改める。

別表 (第16条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給拒否の届出書	第7条
第2号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給決定通知書	第8条及び 第10条
第3号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書	第9条
第4号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)	第10条
第5号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な収入額申立書	第10条
第6号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な所得額申立書	第10条
第7号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な収入見込額申立書	第10条
第8号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給 付金(ひとり親世帯分)に係る簡易な所得見込額申立書	第10条
第9号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)不支給決定通知書	第10条
第10号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給取消通知書兼返還請求書	第14条

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前に改正前の大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱(以下 この項において「旧要綱」という。)第12条及び第12条の2の規定により支給した給付金に 係る旧要綱第16条の規定による返還については、なお従前の例による。